

# 国家公務員の給与の改定及び臨時特例 に関する法律案の概要

## 自公案

題名：一般職の国家公務員の給与の改定及び臨時特例等に関する法律

### 1. 人事院勧告に係る給与改定

- (1) 俸給月額引下げ
  - ① 一般職の職員（平均 0.23%）
- (2) 経過措置額
  - ・ 平成 24 年度は半額支給
  - ・ 平成 25 年 3 月末で廃止
- (3) 昇給回復  
平成 24 年と平成 25 年に実施
- (4) 過払分の調整  
平成 24 年 6 月ボーナスで実施

### 2. 給与の臨時特例（平成 26 年 3 月末）

- (1) 一般職の職員
  - ① 課室長以上 ▲9.77%
  - ② 本省課長補佐・係長 ▲7.77%
  - ③ 係員 ▲4.77%
- (2) 特別職の職員
  - ① 内閣総理大臣 ▲30%
  - ② 国務大臣・副大臣 ▲20%
  - ③ その他 ▲10%

### 3. その他

- ・ 自衛官等給与への特別の配慮
- ・ 地方公共団体に対する要請等

## 修正

題名：国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律

- ② 特別職の職員
- ③ 防衛省の職員

平成 26 年 3 月末で廃止

平成 24 年、平成 25 年、平成 26 年に実施（平成 24 年、平成 25 年は経過措置額の自然減少分を充当）

秘書官は一般職の職員と同様

(3) 防衛省の職員  
一般職の職員と同様

自衛官等の給与減額猶予  
(6 月内の期間、政令による特別の定め)

削除

**両者を合体して共同提案**